

## 学校法人永原学園と佐賀市との包括的連携・協力に関する協定書

学校法人永原学園と佐賀市（以下「両者」という。）は、相互の発展をめざして幅広い分野で連携・協力するために協定を締結する。

1. 両者は次の事項について連携・協力する。
  - (1) 地域振興及び産業振興
  - (2) 子育て環境・教育の向上
  - (3) 福祉・健康づくりの向上
  - (4) 学生と地域との交流による協働の推進及び人材育成
  - (5) その他相互に連携・協力が必要と認められる事項
2. この協定による連携・協力の方法等については、両者間で協議してその都度定めるものとする。
3. この協定が効果あるものとなるよう、定期的に協議の場を持って推進を図る。
4. この協定は、協定締結の日から効力を発するものとし、一方又は双方から相手方へ連携・協力の終了を申し入れない限り、その効力は継続するものとする。
5. 本協定書は、2通作成し、両者が署名の上、それぞれ1通保管するものとする。

平成26年8月3日

佐賀市神園3丁目18番15号  
学校法人永原学園理事長

佐賀市栄町1番1号  
佐賀市長

福元裕二

秀島敏行